主要裁判例における「未分類」一覧

(第3回労働基準法における「労働者」に関する研究会資料2-5)

未分類

労働契約により働く者との比較に関する事情

<労働者性肯定事例>

〇従事する業務内容や具体的な勤務日の決定方法は、業務委託契約の締結以前に、労働契約に基づいて労務を提供していたときのものと変わりがなかった (11_ブレイントレジャー事件・肯定)

- 〇契約の実態として、有給休暇制度、形式的な拘束時間、社会保険料の事業者負担等がなくなったことを除けば、雇用契約であった平成9年度契約とその実質においてほぼ同じ内容であった (46_チボリ・ジャパン(楽団員)事件・肯定)
- ○Yは正規の従業員としてダンプ10トン車を運転する運転手2名を雇用しており、Xとほぼ同じ業務に従事させていた (50 北浜土木砕石事件・肯定)
- ●業務委託契約を締結した者と労働契約を締結した者とで業務従事時間の管理や報酬、評価制度の有無等異なった取扱いがされていた (17_イヤシス事件・肯定)
- ●出講契約締結時にYと非常勤講師との間で作成される契約においては、レギュラー講義以外の業務については、その都度業務ごとにYからの依頼に対して講師が引き受けた時に成立するなどの契約内容になっており、契約期間が1年単位とされていた (38_河合塾(非常勤講師・出講契約)事件・肯定)

<労働者性否定事例>

- ●報酬がXの顧客に対する売上げのみに基づいて計算されていたのに対し、当該クラブの他のホステスの報酬は出勤日数に応じた日給制とされており、遅刻や早退の場合に報酬が減額されることになっていた
- ●通常、来店客が支払う料金はYの定めた料金システムに従って計算されていたが、Xについては、他のホステスとは異なる料金システムを用いることが認められていた (26_東京リエ・コーポレーション事件・否定)

主要裁判例における「未分類」一覧

(第3回労働基準法における「労働者」に関する研究会資料2-5)

未分類

契約に至った経緯に関する事情

<労働者性肯定事例>

〇当時のY前代表者から、社員になれば厚生年金等に加入できる、退職金も支給されるなどと説明され、Y所有の車両に乗って社員にならないかと勧められ、社員となることを決意し、業務に従事することとした(35 日興運送事件・肯定)

<労働者性否定事例>

●Xは傭車運転手がどのようなものかという知識も十分にあり、専属の「持ち込み」の運転手として稼働しないかとの提案を受け、自ら望んでこれを了承し、傭車運転手としてYで就労したという経緯があった

(45_堺労基署長(コスモ商会)事件・否定)

契約内容の一方的・定型的決定に関する事情

<労働者性肯定事例>

〇契約において、募集の段階であらかじめ報酬額が定められており、楽団員に報酬額についての交渉の自由はなく、演奏回数、演奏日程及び日時、演奏場所、演奏曲目、演奏順、楽団員の編成、ソロの演奏等はYにおいて一方的に決定され、演奏曲目を除いて楽団員側に決定権限はなかった

(46_チボリ・ジャパン(楽団員)事件・肯定)

〇報酬等の約定について特段の交渉はされず、一方的に提示された契約内容を受け入れる形で契約が締結され、原則として一方的に制定・変更されていた

(50_北浜土木砕石事件・肯定)

参考資料No.3

主要裁判例における「未分類」一覧

(第3回労働基準法における「労働者」に関する研究会資料2-5)

未分類

それ以外の事情①

<労働者性肯定事例>

OXの芸能活動により生じた諸権利がYに帰属することとされていた

(O1_ファーストシンク事件・肯定)

〇契約を業務委託とすることによって、店舗の新規開店に伴うリスクをリラクゼーション業務の経験が乏しいXらに負担させることとなり、Xらに酷な状況であった (17_イヤシス事件・肯定)

〇Aの活動の中心である歌唱とダンスを集団で行うライブ活動においてX1が他人によって代替できないほどの芸術性を有し、同人の人気などの個性がタレント活動としての重要な要素となっているとは認められない。また、付随的な活動として行われているファンとの交流活動がX1の業務全体において占める割合が相当程度あることを考慮しても、上記認定は左右されない (24_元アイドルほか〔グループB〕事件・肯定)

〇労働力を把握しておく必要があるため、経営政策上、Xを傭車運転手として形式上はYの組織外においていたに過ぎず、Xの提供する労務はYの事業にとって必要不可欠のものとして、労働力を自己の事業運営の中に機構的に組み入れていた (50_北浜土木砕石事件・肯定)

△現場の責任者である園長の立場として職員の給与について意見を述べることがあった(しかし、そのことが直ちに労働者であることと整合しないわけではない)

(O7_学校法人信愛学園事件·肯定)

- ●店舗には委託契約を取り交わした者以外に従業員が配置されていなかった (17_イヤシス事件・肯定)
- ●発注者は、契約解約後、Xが保険契約を勧誘した保険契約者に係る保険代理店契約のうち、B生命との間の保険代理店契約をXの移籍先代理店に移管した (30_株式会社MID事件・肯定)
- ●報酬の支払においてYは、Xを含む職人から請求書を提出させたうえで、その一部を小切手で支払い、支払の際には領収書を徴していた (49_丸善住研事件・肯定)

主要裁判例における「未分類」一覧

(第3回労働基準法における「労働者」に関する研究会資料2-5)

未分類

それ以外の事情②

<労働者性否定事例>

- ●雇用していた本件各店舗のアルバイト従業員の給与は、フランチャイズ契約に基づき、Yが支払代行をしていたものの、 Xがその額を決定し、その原資を負担するとともに、同給与をA(Xが設立し、代表取締役を務める会社)の経費として 計上していた (19_セブン-イレブン・ジャパン〔共同加盟店主〕事件・否定)
- Yの株式の約4. 7%を保有していた
- ●自己の財産への差押えを懸念して妻名義の口座へ報酬を振り込むことや妻名義での株式保有が認められていた (21_建通エンジニアリング業務委託者ほか事件・否定)
- ●確定申告書における給与所得の内訳欄に、自己の商号(屋号)から同年分の収入額全額の給与を受領している旨を記載していた

(23 国·川越労基署長(C工務店)事件·否定)

- ●契約書の規定内容がいずれも配送業務の請負に関する約定であった (29_ソクハイ(契約更新拒絶)事件·否定)
- ▲顧客に対する請求書の名義や差出人がYとされていた(しかし、これはXが自ら来店客との間で接待サービスに係る契約を締結するのではないことを示すものにすぎず、これをもって労働者と認めた判断が左右されるものではない) (26 東京リエ・コーポレーション事件・否定)